

(別紙 1)

## (民事用) 法廷内写真撮影許可申請書

大阪地方裁判所 御中

平成 年 月 日

大阪司法記者クラブ幹事社

責任者

印

大阪司法記者クラブ幹事社

責任者

印

スチール写真取材代表取材社

責任者

印

ビデオ取材代表取材社

責任者

印

責任者

印

報道のため必要があるので、平成 年 月 日午 時 分から第 号法廷で開廷する後掲事件について、同法廷内でスチールカメラ、ビデオカメラを使用して写真撮影することを許可してください（なお、下記1の司法記者クラブ所属の取材希望社を代表して行う取材です。）。

写真撮影をするに当たっては、下記2の取材条件を誠実に遵守することを誓約します。また、取材条件に違反した場合は、法廷の秩序維持のため必要な措置をとられても異議ありません。

### (事件の表示)

平成 年 ( ) 第 号

事件

原告・控訴人

被告・被控訴人

記

#### 1 取材希望社 (○印を付した社)

	朝日新聞	日本経済新聞社	毎日新聞社	産経新聞社
読売新聞		時事通信	共同通信社	日本放送協会
朝日放送		関西テレビ	毎日放送	読売テレビ
テレビ大阪		神戸新聞	京都新聞	ラジオ大阪
夕刊フジ		サンテレビ	KBS京都	ジャパンタイムズ
中日新聞				

#### 2 取材条件

- (1) 撮影は、1人で操作できるスチールカメラ1台（予備用のスチールカメラ1台を含む。）、ビデオカメラ1台を使用して行い、照明機材、録音機材及び中継機材は持ち込まない。
- (2) 予め裁判所との間で確認した撮影要員のみ入廷し、入廷後他の者と交代しない。
- (3) 撮影は、裁判長（官）の入廷開始時から裁判官全員が法廷内に着席し開廷を宣言する前までとし、裁判官着席から開廷を宣言する前までの撮影時間は2分以内とする。  
撮影の開始と終了は、裁判長（官）の命を受けた裁判所職員の指示に従う。
- (4) 撮影位置は、傍聴席後部の裁判長（官）が指定する区域内とし、脚立の移動はできない。  
脚立は、撮影要員1人につき1台とし、撮影位置の高さについては、法廷の雰囲気を損なうことのないよう配慮する。
- (5) 撮影対象は、入廷中の裁判官並びに裁判官席及び当事者席（傍聴席が付随的にに入ることは可）とし、次のような撮影方法はとらない。
  - ① 音声を同時に録音すること。
  - ② 特定の人物（裁判官を除く。）の拡張・拡大写真を撮影すること。
  - ③ 傍聴席の特定の者を個別的に撮影対象とすること。
  - ④ フラッシュ、ストロボ、ライト等を使用すること。
  - ⑤ 当事者、傍聴人等が宣伝的行為ないし法廷の秩序を乱す行為に出た場合にこれを撮影対象とすること。
- (6) 法廷が混乱したときは、裁判長（官）又はその命を受けた裁判所職員の指示により、直ちに撮影を中止し、退廷する。
- (7) 以上に記載された事項を遵守するほか、裁判長（官）の命ずる事項及びその命を受けた裁判所職員の指示に従う。